

## 地震・火山噴火予知研究協議会内規（企画部）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年5月15日改定

平成26年9月18日改定

平成28年4月28日改定

平成29年4月20日改定

平成31年4月3日改定

### （趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条第3項の規定に基づき、協議会企画部（以下「企画部」という。）の組織と運営について定める。

### （目的）

第2条 企画部は、科学技術・学術審議会（測地学分科会）による建議等（以下「建議等」という。）に基づく地震・火山噴火観測研究の全体計画を協議会に提案し、計画の進捗状況の常時把握に基づき研究課題間の調整を行い、もって地震・火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

### （組織及び任務）

第3条 前条に定める目的を達成するため、企画部に推進室と戦略室を設置し、それぞれ以下の任務を担う。

2 推進室は、協議会の円滑な運営のため常時活動し、大学等の予算要求を取りまとめるほか、次の各号を実行する。

- (1) 協議会規則第12条に定める予算委員会の委員長および委員の候補者を協議会に提案する。
- (2) 大地震発生時及び火山噴火時の緊急対応を行う。
- (3) 大学の補正予算等の緊急予算を予算委員会の委員長と協議し、とりまとめる。

3 戦略室は、観測研究計画全体を調和的に推進するために、計画推進部会の活動状況を把握し、必要に応じて助言を与えるほか、次の各号を実行する。

- (4) ワークショップ等公開討論会を開催し、また、企画部と計画推進部会長から成る企画部拡大会議を開催する。
- (5) 毎年度の研究成果の取りまとめ案を作成する。
- (6) 計画推進部会の構成とその部会長および構成員の候補者を協議会に提案する。
- (7) 大学等の予算配分方針を予算委員会に提案する。
- (8) 特定の研究対象に関する研究課題間の連絡調整を緊密にするために、総合研究グループを設置することができる。

### （構成）

第4条 企画部は次の構成員から成る。

- (1) 企画部に企画部長と副部長を置く。部長及び副部長は東京大学地震研究所専任教員（教授または准教授）から協議会が指名する。部長及び副部長は推進室と戦略室に

属する。

- (2) 推進室の構成員として、東京大学地震研究所専任教員若干名（うち1名は流動的教員）、東京大学地震研究所客員教員（教授または准教授）2名以上、企画部長が推薦する東京大学地震研究所構成員若干名。
  - (3) 戦略室の構成員として、大学等の推薦する研究者10名以内の候補者と、協議会規則別表3に示す行政機関、国立研究開発法人等の推薦を受けた者各1名以内、東京大学地震研究所と京都大学防災研究所の拠点間連携共同研究委員会の推薦を受けた者1名。
- 2 大学等の推薦する10名以内の戦略室員候補者は選考委員会により選出する。選考委員会の構成と選考手順については、別に定める。
  - 3 推進室に推進室長を置く。推進室長は企画部長が兼務する。
  - 4 戦略室に戦略室長を置く。戦略室長は室員の互選により決める。ただし、企画部長及び副部長は戦略室長とはならない。
  - 5 構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 6 構成員は協議会が決定する。

（企画部の役割）

第5条 企画部長は企画部の所掌を総括する。

- 2 副部長は部長を補佐する。
- 3 企画部長及び副部長は協議会に出席し、建議等に基づく地震・火山噴火観測研究の全体計画を提案する。
- 4 推進室長と戦略室長は、それぞれ推進室と戦略室の所掌を総括する。
- 5 戦略室の構成員から、以下の担当を選出し、成果を取りまとめる。
  - (1) 地震・火山現象の解明
  - (2) 地震・火山噴火の予測
  - (3) 地震・火山噴火の災害誘因予測
  - (4) 地震・火山噴火に対する防災リテラシー向上
  - (5) 研究を推進するための体制
- 6 推進室及び戦略室の構成員から、計画推進部会と総合研究グループの担当を選出し、計画推進部会と総合研究グループの活動状況の把握に努める。

（庶務）

第6条 企画部の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月20日から施行する。

附則

この内規は、平成31年4月3日から施行する。